一般社団法人 安房薬剤師会薬業会 個人情報管理規程

第１条（目的）この規程は一般社団法人安房薬剤師会薬業会（以下、「本会」という）が定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い個人情報の適正な取り扱いに関して本会の役員が遵守すべき事項を定めこれを運用することにより個人情報を適切に保護管理することを目的とする。

第２条（定義）この規程で定める用語の定義は次の通りとする。

1.個人情報とは生存する個人の情報で当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述等により特定の個人を識別することが出来るもの、また他の情報と容易に照合が出来、それにより特定の個人を識別することが出来るものも含まれる。

2.本人とは当該個人情報によって識別される生存する特定の個人を指す。

3.役員とは本会の理事、監事、顧問（相談役)、各委員会委員（委員長、副委員長を含む）をいう。

第３条（対象情報）この規程の対象となる情報は本会で保管するすべての個人情報である。文書、電子データ等の別を問わない。

第４条（適応範囲）この規程はすべての役員に適用する。退任後でも在任中に取得した個人情報についてはすべてこの規程に従うものとする。また本会の業務について依頼を受けた者が本会の業務に従事する場合には、その者はこの規程を遵守しなければならない。さらに従事者を管理する立場に有る者はその当該従事者に対してこの規程を遵守する為に必要な措置を講じなければならない。

第 5 条（個人情報管理責任者）本会における個人情報管理責任者は総務委員会委員長とする。個人情報管理責任者はこの規程の適正な実施、運用を図り、個人情報が外部に漏洩や不正使用等されない様に管理する。

第６条（個人情報の取得）個人情報の取得は適正かつ公正な方法によって行う。

個人情報を取得するときは本人から取得しなければならない。但し、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

１）法令等に定めがあるとき

２）本人の同意があるとき

３）個人の生命や身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

４）出版や報道等により公にされているとき

第 7 条（利用の目的と個人情報の利用）個人情報を取り扱うに当たっては本会の業務に必要な範囲であり、かつ本人から同意を得た利用目的の範囲でなければならない。

第８条(個人情報の提供)法令で定める場合を除き,、個人情報は第三者に提供してはならない。

２ 前項の定めにかかわらず、本会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第

三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供出来るものとする。

１） 社会通念上相当な事業活動を営む者であること

２）個人情報の保護に関しこの規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること

３）本会との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること。また業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

４）個人情報を取扱う業務を第三者に委託した場合には、本会が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が確実に遵守されるよう確認、指導するものとする。

第９条 （個人情報正確性の確保）個人情報は利用目的達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

第 10 条（安全管理） 個人情報管理責任者は個人情報の安全管理のため個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失または毀損防止に努めるものとする。また個人情報管理責任者は必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取扱う役員に遵守させなければならない。

第 11 条 （役員の監督）個人情報管理責任者は個人情報等の安全管理が図られるように個人情報等を扱う役員に対して必要かつ適切な指導、監督を定期的に行わなければならない。

第 12 条 （個人情報等の消去・破棄）保有する必要がなくなった個人情報等については直ちに当該個人情報を消去、破棄しなければならない。個人情報の廃棄にあたっては外部に漏洩しないよう文書データ等についてはシュレッダー処理等を、また電子データ等についてはデータ消去等を行わなければならない。

第 13 条 （通報と調査義務）役員は個人情報が外部に漏洩していることを知った場合やそのおそれがあると気付いた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。個人情報管理責任者は個人情報の外部への漏洩について役員から通報を受けた場合には直ちに事実関係を調査しなければならない。

第 14 条（報告と対策） 個人情報管理責任者は前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

イ）漏洩した情報の範囲

ロ）漏洩先

ハ）漏洩した日時

ニ） その他調査で判明した事実

個人情報管理責任者は、関係機関とも相談のうえ、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるともに、再発防止策を策定しなければならない。

第 15 条（自己情報に関する権利） 本人から自己の情報について開示を求められた場合は原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また開示の結果、誤った情報があり訂正又は削除を求められたには、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正または削除を行った場合には可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

第 16 条 （個人情報の利用または提供の拒否）本会が既に保有している個人情報について本人からの自己の情報についての利用または第三者への提供を拒まれた場合にはこれに応じるものとする。但し次に掲げるいずれかに該当する場合はこの限りではない。

１）法令の規定による場合。

２）本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合。

第 17 条 （苦情の処理）本会の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、総務委員会委員長が担当する。個人情報管理責任者は、苦情の処理に必要な体制の整備並びに支援を行う。

第 18 条 （改廃）この規程の改廃は、当会理事会の決議を経て行うものとする。

以上